

港湾法（昭和25年法律第218号）第37条の2第2項の規定により、宮浦港港湾隣接地域の指定に関する公聴会を次のとおり開催する。

平成24年5月22日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 日時 平成24年5月29日（火曜日）午前11時30分から
- 2 場所 香川郡直島町1112番地1 直島町役場 2階小会議室（1）
- 3 指定しようとする地域

(1) 指定地域の範囲

| 地 区 名 | 区 域 |
|-------|--|
| 宮ノ浦 | 基点第1号から225度10分に引いた線、基点第1号から基点第28号までを順次に結んだ線、基点第28号から234度32分に引いた線及び水際線により囲まれた陸域 |

(2) 基点の位置

| | |
|------|--|
| 第1号 | 二等三角点直島（北緯34度27分21.7223秒、東経133度59分06.1730秒）から267度27分、906.6メートル、香川郡直島町字地蔵山3771番13地先の表示杭 |
| 第2号 | 基点第1号から357度16分、0.4メートル、香川郡直島町字地蔵山3771番13地先の表示杭 |
| 第3号 | 基点第2号から29度59分、7.6メートル、香川郡直島町字地蔵山3771番4地先の表示杭 |
| 第4号 | 基点第3号から49度28分、4.6メートル、香川郡直島町字地蔵山3771番4地先の表示杭 |
| 第5号 | 基点第4号から137度18分、0.7メートル、香川郡直島町字地蔵山3771番4地先の表示杭 |
| 第6号 | 基点第5号から45度04分、20.8メートル、香川郡直島町字宮ノ浦2249番62地先の表示杭 |
| 第7号 | 基点第6号から354度16分、8.8メートル、香川郡直島町字宮ノ浦2249番62地先の表示杭 |
| 第8号 | 基点第7号から85度14分、10.4メートル、香川郡直島町字宮ノ浦2249番62地先の表示杭 |
| 第9号 | 基点第8号から2度59分、2.6メートル、香川郡直島町字宮ノ浦2249番61地先の表示杭 |
| 第10号 | 基点第9号から359度04分、4.3メートル、香川郡直島町字宮ノ浦2249番60地先の表示杭 |
| 第11号 | 基点第10号から354度40分、4.2メートル、香川郡直島町字宮ノ浦2249番60地先の表示杭 |
| 第12号 | 基点第11号から350度54分、4.4メートル、香川郡直島町字宮ノ浦2249番60地先の表示杭 |
| 第13号 | 基点第12号から346度17分、4.5メートル、香川郡直島町字宮ノ浦2249番60地先の表示杭 |
| 第14号 | 基点第13号から342度34分、4.6メートル、香川郡直島町字宮ノ浦2249番60地先の表示杭 |

| | |
|------|--|
| 第15号 | 基点第14号から339度31分、4.7メートル、香川郡直島町字宮ノ浦2249番60地先の表示杭 |
| 第16号 | 基点第15号から337度06分、7.1メートル、香川郡直島町字宮ノ浦2249番60地先の表示杭 |
| 第17号 | 基点第16号から335度44分、5.2メートル、香川郡直島町字宮ノ浦2249番59地先の表示杭 |
| 第18号 | 基点第17号から333度12分、56.0メートル、香川郡直島町字宮ノ浦2249番56地先の表示杭 |
| 第19号 | 基点第18号から333度14分、21.4メートル、香川郡直島町字宮ノ浦2249番47地先の表示杭 |
| 第20号 | 基点第19号から333度09分、42.5メートル、香川郡直島町字宮ノ浦2249番40地先の表示杭 |
| 第21号 | 基点第20号から332度38分、7.1メートル、香川郡直島町字宮ノ浦2249番26地先の表示杭 |
| 第22号 | 基点第21号から331度34分、7.1メートル、香川郡直島町字宮ノ浦2249番26地先の表示杭 |
| 第23号 | 基点第22号から330度29分、13.5メートル、香川郡直島町字宮ノ浦2249番26地先の表示杭 |
| 第24号 | 基点第23号から328度38分、10.3メートル、香川郡直島町字宮ノ浦2249番26地先の表示杭 |
| 第25号 | 基点第24号から326度49分、8.0メートル、香川郡直島町字宮ノ浦2249番26地先の表示杭 |
| 第26号 | 基点第25号から325度31分、6.0メートル、香川郡直島町字宮ノ浦2249番26地先の表示杭 |
| 第27号 | 基点第26号から324度29分、66.8メートル、香川郡直島町字宮ノ浦2249番24地先の表示杭 |
| 第28号 | 基点第27号から234度42分、48.4メートル、香川郡直島町字宮ノ浦2249番24地先の表示杭 |